

「赤い羽根共同募金」助成事業
令和4年度岩泉町スポーツ少年団等活動応援助成
申請要項

岩泉町社会福祉協議会では、町民の皆さんから寄せられた「赤い羽根共同募金」を財源とし、町内のスポーツ少年団等へ活動助成を行うため、希望する団体を募集します。

この助成は、「岩泉町のために使って欲しい」と町民の皆さんから寄せられた募金が財源となっています。この思いをご理解いただき応募ください。

1 助成対象となる団体

岩泉町内に拠点を置くスポーツ少年団等

2 助成金額

1 団体につき1万円を上限とします

3 募集団体数

5団体程度（各団体の決定額により変動します）

4 助成対象となる活動、費用

(1) 活動期間

令和4年8月1日～令和5年3月31日まで

(2) 活動内容

団体活動の活性化につながる活動を対象とします。

例：消耗品などの物品購入費・遠征費用、各種大会等参加費など

【対象外となる主な活動例】

- ① 総会・打合せ会など、団体で本来行わなければならない事業に係る費用
- ② 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ③ 慰安目的の日帰り旅行、視察・買物のみを目的とした事業
- ④ 親睦会などメンバーの交流を目的とした事業
- ⑤ 他団体から助成を受けて実施する事業

(3) 対象となる費用

以下の費用を助成の対象とします。

【助成対象となる費用例】

項目	内容の例	備考など
消耗品等購入費	書籍代、作業用具代、ボール・空気入れ・冷却スプレーなど団体共有で使用する物品	購入予定品目を具体的に記入すること
講習・練習会等開催費、参加費用	会場借上料（暖房使用料含む）、外部講師謝金、講習等受講料	
通信費	切手代、送料、FAX送信費用、振込手数料	電話代は除く
印刷費	チラシ等印刷費、コピー使用料	
交通運搬費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代、高速料金、車両レンタル代、バス借上げ料、運転手賃金	
保険料	各種活動保険等	

※ ボランティア保険の加入は町社会福祉協議会にお問合せください。

【助成対象とならない費用】

- ① 飲食に係る費用（×：活動で使用するスポーツドリンク）
- ② 個人から借用した車両や機器に対する謝金
（○：活動に必要であることがわかる個人車両のガソリン代）
- ③ 当該活動と関係が明確でない経費
- ④ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑤ 個人所有に属することになる物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費お土産代等
（○：団体に共有して使う物を購入 ×：個人で使うものを団体全員分購入）
- ⑥ 領収書の発行元が応募団体のものの経費
- ⑦ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料
（○：自然災害等予期しない場合）

ほか、対象費用になるかどうか不明なものについては町社会福祉協議会にお問合せください。

5 申請

(1) 申請書類

① 所定の申請書

- ・ 楷書で、活動内容や必要性がわかるように記入してください。
- ・ 振込口座は申請団体名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込及び現金での助成は行いません。

② 団体名義口座の通帳

- ・ 表紙と1ページ目（フリガナ、支店名等がわかるところ）のコピーを取り、通帳をお返しします。事前にコピーを取った書類の提出でも構いません。

③団体の令和3年度活動計画書・収支予算書

- ・3年度の活動計画書、収支予算書が未作成の場合には、令和2年度分で構いません。

(2) 応募方法

町社会福祉協議会に申請書を持参し、書類を提出してください。

6 受付期間と決定時期

受付開始日	申請締切日	助成決定時期
令和4年6月1日（水）	令和4年7月29日（金）	令和4年8月下旬

7 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 申請する事業の目的、計画、予算の内容が明確になっていること。
- ② 計画・予算書等、団体の事業・会計処理が明確に行われていること。

(2) 助成決定及び助成金の交付

町社会福祉協議会において審査を行い、各申請団体に通知します。助成決定後、申請書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

助成決定内容については、必要に応じて調査を行うことができるものとします。

8 助成事業の広報

助成決定後、赤い羽根募金からの助成を受けたことを、実施事業に関する印刷物等に記載、周知し、積極的に広報してください。

9 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書（様式第2号）に次の書類等を添付して、町社会福祉協議会に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、町社会福祉協議会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】（①必須）

事業終了後、1か月以内に提出。下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載してあるレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにしてください。高速料金をETCで支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 活動状況の写真

通常活動や大会参加写真をお願いします。データ提出も可です。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する印刷物等
(発行している場合)

10 助成状況のお知らせ

町社会福祉協議会の広報等に助成団体の一覧、事業内容を掲載する場合があります。

11 応募・問い合わせ先

社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会 地域福祉課まで

TEL：0194-22-3400 FAX：0194-31-1033

〒027-0501 岩泉町岩泉字森の越4-14 岩泉町ふれあい交流福祉館内